

東労発基 1012 第 1 号
平成 29 年 10 月 13 日

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会
会長 殿

東京労働局長



職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

貴団体におかれましては、労働基準行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京局における労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、去年は前年より増加し、平成 29 年も増加傾向にあります。また、死亡者数は、去年は前年より減少しましたが、平成 29 年は 7 月以降、死亡災害が急増し、減少傾向に歯止めがかかっております。

ビルメンテナンス業の死亡災害は本日現在、3 人と昨年同時期と比べ 2 人増加しており、極めて憂慮すべき事態となっております。

このため、別添のとおり、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請をいたします。貴団体としての取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請（東京労働局）

労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきておりますが、東京都内における平成 29 年の労働災害は、9 月末現在で死亡災害は 33 人（前年比 3 人・8.3%減）と減少しているものの、休業 4 日以上之死傷災害は 8 月末現在で 5,168 人（前年比 246 人・5.0%増）と増加しております。

ビルメンテナンス業における本年の死亡者数は 3 人（10 月 10 日現在）と昨年と同時期より 2 名増加しております。死亡災害の発生状況は、ロープ高所作業の準備作業中によるもの 1 人、親綱等を墜落防止対策未実施によるもの 1 人、脚立作業中によるもの 1 人で、いずれも墜落によるものです。

これらの死亡災害は、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことにより発生しており、企業の景況感が改善する中、人手不足が顕在化し、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

東京労働局では、「第 12 次東京労働局労働災害防止計画」を策定し、“Safe Work TOKYO” をキャッチフレーズに官民一体となった取組を進めております。計画の目標である『死亡災害について過去最少の 53 人を下回る、休業 4 日以上之死傷災害について 8,000 人を下回る』の達成は非常に困難な状況となっております。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 ロープ高所作業による墜落防止のための特別教育の実施を確実に行うこと
- 4 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成 29 年 10 月 13 日

東京労働局長 勝田 智明